

令和2年度 福島県玉川村「地域おこし協力隊」募集要項

玉川村（たまかわむら）は福島県の中南部に位置し、阿武隈山地の西斜面の丘陵地と阿武隈川東岸に開けた平坦地からなり、人口約 6,800 人の自然豊かな村です。高速交通網として、東北自動車道と磐越自動車道を結ぶあぶくま高原道路が平成 23 年に全線開通し、主要都市部へのアクセスに優れています。更に福島県の空の玄関口としての福島空港があり、北海道（新千歳空港）や大阪（大阪国際空港）へのアクセスが非常に便利です。

本村は農業を基幹産業とする農村地域であり、人口減少に歯止めがかからない状況にあり、担い手の不足により新規就農者の確保が課題となっています。また、本村には村外からの誘客が少ないことから、地元商店等が年々減少しており、地域商業の活力低下が進んでおります。そこで、本村では新たに着地型観光アクティビティを創出し、自然に触れ合う機会の少ない都市部住民をメインターゲットとした観光誘客を進めていきます。

これらの課題を解決していくため、地域外から意欲のある人材を積極的に受け入れ地域の賑わいを創出していくため、次のとおり「地域おこし協力隊」を募集します。

1. 募集人員

玉川村地域おこし協力隊 4名

- ① 観光アクティビティ支援隊員・・・・・・・・・・1名
- ② 農業支援隊員・・・・・・・・・・1名
- ③ 健康づくり支援活動隊員・・・・・・・・・・1名
- ④ 地域の賑わい創出支援隊員（東部地区）・・・・・・・・1名

2. 事業概要（活動内容）

(1) 観光アクティビティ支援隊員

- ・ 現在開発している着地型観光アクティビティガイドとして、地域商社を活動の拠点とし研修や情報収集を行いながら経験を積んでもらう。
- ・ 観光関連事業者と共にマーケット分析や販売戦略の策定。
- ・ アクティビティ利用者のインフォメーション業務支援及び玉川村の情報発信活動。
- ・ インバウンド需要に対応したガイド人材としての育成を行う。

(2) 農業支援隊員

- ・ 村内にある農家等（認定農業者会・村営農推進協議会）で、農業技術の研修や経営のノウハウを取得しながら、自らも将来的に農業で自立を目指す。
- ・ 地域おこしとなる各種イベント等へ参加し玉川村の魅力ある農産物の情報を発信する活動等（地域おこし活動全般）を実施。

(3) 健康づくり支援活動隊員

- ・ 健康の駅「たまかわ」を活動の拠点に、村内の高齢者や若者・女性の健康づくりを中心に活動。
- ・ 健康運動指導士または健康運動実践指導者として、村民の健康づくりを支援。
※活動期間中に健康運動指導士や健康運動実践指導者の資格取得を目指すことが

可能。

- ・ 地域おこしとなる各種イベント等の協力や玉川村の情報発信活動。
- (4) 地域の賑わい創出支援隊員（東部地区）
- ・ 玉川村の東部地区の賑わいを創出するための支援。
 - ・ 空き家や空き店舗等今後の利活用について、地域住民や村担当課等と協働した企画、調査のサポート。
 - ・ 地域の住民とコミュニケーションを図り、地域交流イベント等賑わい創出支援。
 - ・ 地域の歴史や文化を把握し、地域活性化に繋げるための情報発信活動。

3. 募集対象（次の要件を全て満たす方）

- ① 応募時点で20歳以上の方
- ② 現在、三大都市圏内の都市地域（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域全部）に在住し、採用後玉川村の活動地域に生活の拠点を移し、住民票を異動できる方
- ③ 活動内容を積極的に企画・提案・実行できる方
- ④ 地域住民と協力しながら意欲的に活動できる方
- ⑤ 普通自動車運転免許を取得している方
- ⑥ パソコン・携帯電話等の情報通信機器を使用でき、ワード・エクセル・ソーシャルネットワーキングサービス等を活用できる方
- ⑦ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当せず、心身ともに健康で誠実に業務を行うことができる方
- ⑧ 暴力団員、暴力団関係事業者に該当しない方

○上記共通要件のほか募集する隊員に求める要件

- (1) 観光アクティビティ支援隊員
1年を通し、玉川村における様々なアクティビティに対し、熱意をもって活動できる方
(アクティビティに関する経験や知識、資格を持っていれば尚可)
- (2) 農業支援隊員
玉川村の農業に熱意をもって活動できる方
(農業経験や知識を持っていれば尚可)
- (3) 健康づくり支援活動隊員
健康に関して興味がありかつ以下の要件の中で1つ以上あてはまる方
 - 1 健康運動指導士の資格を保有している方
 - 2 健康運動実践指導者の資格を保有している方
 - 3 これから1及び2の資格を取得しようとする方
 - 4 スポーツジム等の利用経験がある方。
- (4) 地域の賑わい創出支援隊員（東部地区）
地域の活性化に向けて熱意をもって活動できる方。
(コミュニケーション能力（スキル）を身に付けていれば尚可)

4. 勤務地

玉川村内

5. 勤務条件

- ① 任用形態 玉川村会計年度任用職員
- ② 任用期間 採用決定日から令和3年3月31日まで
(ただし、活動に取り組む姿勢・成果等を勘案して年度単位で更新、
最長で委嘱の日から3年まで延長することができます。)
- ③ 報 酬
- 1 (1)観光アクティビティ支援隊員
(2)農業支援隊員
(3)健康づくり支援活動隊員 (健康運動指導士資格保有者以外)
(4)地域の賑わい創出支援隊員 (東部地区)
- 日額7,427円 ※毎月末日締め、翌月10日に支給
■期末手当 任用期間及び勤務条件に応じて、年2回(6月及び
12月)に支給されます。
- 2 (3)健康づくり支援活動隊員のうち健康運動指導士の
資格保有者
- 日額8,305円 ※毎月末日締め、翌月10日に支給
■期末手当 任用期間及び勤務条件に応じて、年2回(6月及び
12月)に支給されます。
- ④ 勤務先 玉川村役場
- ⑤ 勤務日数
・勤務時間 1日当たりの勤務時間は7時間00分
(1週当たり35時間以内)
- ⑥ 休 暇 等 週2日以上。
年末年始、勤務時間に応じた年次有給休暇付与有、土曜日・日曜日・
祝日に勤務する場合有、その他特別に認められている休暇
- ⑦ 住 居 村が指定する住居(アパート等)に入居していただきます。なお、
家賃については村が負担します。個人の光熱水費等は自己負担となり
ます。
- ⑧ そ の 他
- ・ 隊員ごとに自動車を村が借り上げ貸与します。
※車種の選定はできません。
 - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。
 - ・ タブレット端末等(予算の範囲内において)を貸与します。

6. 応募手続

① 応募受付期間

- ・定員に達するまで随時募集。

② 提出書類

- ・応募用紙（玉川村公式ホームページから取得してください。）

③ 申し込み・お問合せ先

〒963-6392 福島県石川郡玉川村大字小高字中畷9番地

石川郡玉川村役場 総務課

Tel.0247-57-4621 Fax0247-57-3952

E-mail : soumu@vill.tamakawa.fukushima.jp

7. 選考

- ① 第1次選考 書類選考の上、合否の結果を応募者全員に文書で通知します。

- ② 第2次選考 第1次選考合格者を対象に玉川村役場において第2次選考（面接）を行います。詳細については、第1次選考結果の通知の際にお知らせします。なお、第2次選考（面接）に要する交通費等は個人負担とします。

- ③ 最終結果通知 最終選考結果の報告は速やかに文書で通知します。

8. その他

合格者に対しては、健康診断書を提出していただきます。提出できない方は、採用取消となります。健康診断に係る経費は自己負担となります。